



青少年をSNS等利用や薬物乱用

の危険から守るために

Point 1 ・ SNS等の利用の危険性

Point 2 ・ 安全な利用環境づくり

Point 3 ・ 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

保護者の皆様へ
子どもと一緒に
確認しましょう！



©鹿児島県ぐりぶー

青少年を対象とした県の相談窓口

かごしま子ども・若者総合相談センター

TEL:099-257-8230

不登校・ひきこもり・ニート・フリーター・ヤングケアラーなど子ども・若者の悩み等に関すること
時間：10:00～17:00（月、年末年始を除く）※保護者からの相談にも対応します。



性暴力被害者サポートネットワークかごしま
（FLOWER）

（はやくワンストップ）
TEL: # 8891

（はなはな）
TEL:099-239-8787

性犯罪・性暴力に関すること 時間：24時間
（夜間（17:00～翌9:00）、日曜・祝日、年末年始は国の夜間休日コールセンターが対応）



ヤングテレホン（鹿児島県警察）

TEL:099-252-7867

かごしま教育ホットライン24（鹿児島県教育委員会）

TEL:0120-0-78310

0120-783-574

非行問題・いじめ・犯罪被害等の子どもの悩みに関すること

【ヤングテレホン】

時間：8:30～17:15
（土、日、祝、年末年始を除く）



【かごしま教育ホットライン24】

時間：24時間



消費者ホットライン

TEL:188（局番なし）

消費者トラブルに関すること

時間：年末年始を除き、原則毎日利用ができます。



その他相談機関一覧



ふるさと

郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は 青少年育成の日【地域ぐるみで青少年育成】

毎月第3日曜日は 家庭の日【家族のふれあいの促進】

毎月19日は 育児の日【家庭・地域・職場で子育て応援】

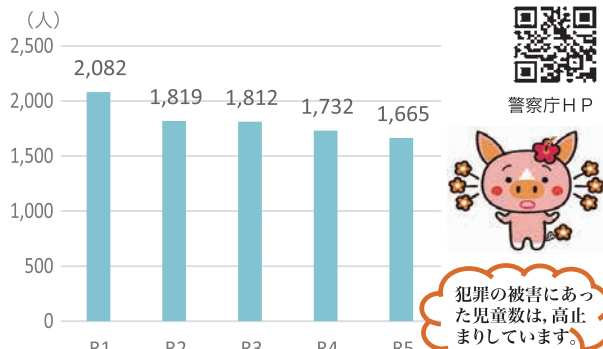
Point1: SNS等の利用の危険性

子どもと一緒に確認!

子どもたちには、SNS等の不適切な利用により、被害者にも加害者にもなる危険性があることを伝えましょう。

- インターネット利用の低年齢化・長時間化が進む中で、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめなど深刻な問題も生じています。
- SNSで犯罪の被害にあった児童数は、令和5年は、全国で1,665人となっています。

SNSで犯罪にあった児童数(全国)



(出典: 警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」)

低年齢化・長時間化(全国)

- ・インターネットを利用する際に自分専用のスマートフォンを利用している率 (R1 → R5)

小学生※: 40.1% → 70.4%
中学生: 81.8% → 93.0%
高校生: 98.6% → 99.3%

- ・平日1日当たりのインターネット平均利用時間 (R1 → R5)

小学生※: 129.1分 → 226.3分
中学生: 176.1分 → 282.1分
高校生: 247.8分 → 374.2分

※小学生は10歳以上

(出典: 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」)

子ども家庭庁HP

利用時間は大幅に増加しています。

SNS等利用におけるトラブル事例

① 「高額バイト」が招く犯罪への加担

SNSの投稿を見ていたら「高額バイト」の情報が。お小遣い稼ぎのつもりで応募したバイトが、詐欺グループの犯罪の手伝いをさせられることに…



- ※ SNS等の人づて情報や個人的な仕事には要注意。社名や団体名等の記載がなければ応募しないようにしましょう。
- ※ 普段使わないアプリの使用を指示・誘導されたときは、必ず思いとどまりましょう。



事例集HP

② 自撮り被害の危険

SNS等を通じて知り合った人を信用してしまい自分の秘密を打ち明けたところ、拡散されたくなければ、裸の写真を送るように脅迫されることに…



- ※ 一度ネット上に流出してしまった画像は取り返しがつきません。
- ※ 不用意に送った情報から身元が特定されることがあります。

③ 偽・誤情報の誤信・拡散

SNS上の情報を信じ込み、即座に拡散。拡散した情報がデマだったため、緊急時の迅速・円滑な対応に支障をきたしてしまうことに…



- ※ 個人や社会に重大な危害を及ぼす投稿・拡散等は、権利侵害、SNS利用規約違反になる場合も。
- ※ 真偽の不確かな情報は、安易に拡散せず、公的機関の情報や報道等、出典元を確認しましょう。

④ 誹謗中傷による慰謝料請求

SNS等で見つけた有名人の悪口を、軽い気持ちで再投稿し拡散させたら、相手から名誉を傷つけられたと慰謝料を求められることに…



- ※ 誰かを傷つける言葉や言い回しは、絶対に投稿・拡散してはいけません。
- ※ 匿名で投稿しても、投稿者を特定できる仕組みがあります。

Point2：安全な利用環境づくり

子どもと一緒に確認!

違法・有害情報との接触による犯罪やトラブルから子どもを守るため、フィルタリング等の設定や各家庭でのルールづくりを行いましょう。

インターネットの有害サイトなどへのアクセスやアプリの利用制限

子どもの安全のために、フィルタリングなどにより保護者がインターネット利用環境を整えてあげましょう。フィルタリングは、年齢や目的に応じた設定が可能で、本体設定やアプリでも細かく設定できます。

フィルタリング 簡易設定

※違法・有害情報との不用意な接触を防ぐためのサービス

携帯電話事業者提供のフィルタリングサービスは学齢等に応じた推奨モードが設けられています。

モードを選択するだけで、対象年齢に沿ったある程度のインターネット安全利用環境が整います。

フィルタリングサービスの例

小学生	中学生	高校生	高校生+
ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム
一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど
懸賞など	懸賞など	懸賞など	懸賞など
SNS など	SNS など	SNS など	SNS など
出会いなど	出会いなど	出会いなど	出会いなど

※白欄が使用可能

カスタマイズ機能 細かな設定

利用状況に合わせて、アプリ(またはカテゴリ)の単位で閲覧や使用の可否を個別に設定することができます。

サービス A ☒
サービス B ☐

設定・調整ツール 長時間利用等の防止

各種設定や調整ツールによる利用時間設定で、スマホやアプリ等が利用できる時間(長さ)や時間帯を設定することができます。

その他にも、サービスやアプリによって様々な設定があります。目的に合わせて活用しましょう。

調整ツール



スクリーンタイム/ファミリー共有
(iPhone 等)
iOS12 以上



デジタル・ウェルビーイング
Digital Wellbeing/ファミリーリンク
(Android スマホ等)
Digital Wellbeing: Android 10 以降
ファミリーリンク: Android 5.0 以降

Digital Wellbeing,
ファミリーリンクは、
Google LL の商標
です。

青少年インターネット環境整備法*では、格安スマホ事業者(MVNO)を含む携帯電話会社とその販売代理店には、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、以下のような義務が課せられています。

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満かどうか確認

フィルタリングの説明

・青少年に有害な情報の閲覧による危険
・フィルタリングの必要性とその内容について保護者又は青少年に説明

フィルタリングの説明

通信契約とセットで販売される携帯電話端末などについて、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSを設定

* 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成21年4月施行/平成30年2月改正法施行)

鹿児島県青少年保護育成条例

保護者は、携帯電話の契約時にフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を希望しない場合、正当な理由を記載した申出書を事業者に出し提出しなければなりません。

家庭内でのルールづくり

どんなルールが適切かは、発達段階、使い方、環境などにより異なります。家族で話し合っ、みんなが納得し、尊重できる家庭のルールをつくりましょう。

ルール作りのポイント

- ① 家族で話し合って決める
- ② ルールに沿ってやってみる
- ③ ルールを守れているか振り返る
- ④ 守れていなかったら改善する
- ①～④を繰り返す。家族の見守りが大切

家庭ルールの例

- 利用時間は、午後9時まで
- SNSでは、他人の悪口など、人の嫌がることを書き込まない
- 個人情報は書き込まない
- 自分の写真をアップしない
- 知らない人のメールに返信しない
- トラブルがあったらすぐに保護者に相談する

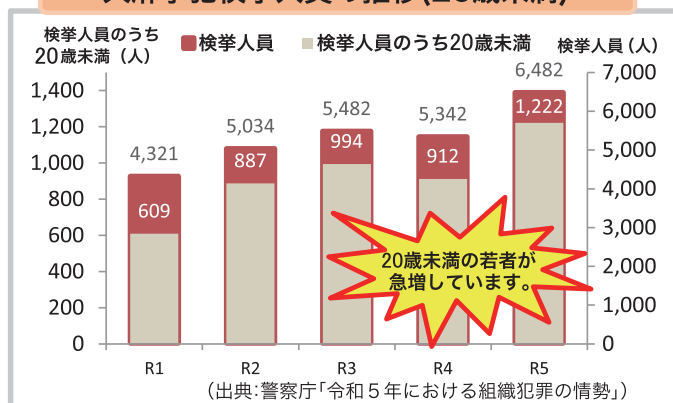
Point3: 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもと一緒に確認!

子どもたちの身近にあるスマートフォンやパソコンを使って、インターネットから危険な薬物が簡単に入手できてしまいます。「うちの子には関係ない」と油断せず、十分に注意して見守りましょう。

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。なかでも、急増しているのが20歳未満の若者です。その原因の一つとして、インターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの間違った知識や情報に、若者たちが影響されていることが考えられます。

大麻事犯検挙人員の推移(20歳未満)



大麻を初めて使用した動機(20歳未満)

・好奇心・興味本位	57.9%
・その場の雰囲気	21.2%
・ストレス発散・現実逃避	8.4%
・多幸感・陶酔効果を求めて	4.6%
・クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.0%
・パーティー感覚	2.1%
・その他	1.8%

(出典:警察庁「令和5年における組織犯罪の情勢」)

大麻の成分を抽出した新しいタイプの加工品に気をつけて!

最近、大麻から成分を抽出し、幻覚成分を濃縮させた「大麻ワックス」や「大麻リキッド」など新しいタイプの加工品も製造されています。また、海外でお土産として売られている食品(チョコレートやクッキー、キャンディなど)の中に大麻が含まれていることもありますので、十分に注意しましょう。

大麻や覚醒剤などの薬物は、持っているだけでも法律によって罰せられます!



SNSでの薬物の誘いに注意!

近年、薬物の密売買の手段としてSNSが利用され、**大麻を意味する隠語や絵文字等を使用して購入を促す内容が多く投稿**されています。

子どもたちもそうした情報に容易にアクセスすることができ、未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件も複数報告されています。

SNSを通して違法薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。子どもたちがSNSを利用している場合は、注意して見守ることが大切です。



市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)とは

「オーバードーズ」とは薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬やせき止めなどを大量・頻回に服用することです。

医薬品は、安全に効果を発揮するために適切な用法や用量が定められています。

定められた用法・用量を守らず、短時間に大量の医薬品を服用すると、耐性がついて摂取量が増え依存症になったり、場合によっては急性中毒で救急搬送されるケースもあります。

オーバードーズや薬物乱用について、県では相談窓口を設置しています。

一人で抱え込まずにご相談ください。

【薬物・オーバードーズ等に関する相談窓口】

- ・県薬務課：099-286-2804
- ・最寄りの保健所：詳しくは右記QRコード参照
- ・県精神保健福祉センター：099-218-4755



県HP



最寄りの
保健所

